

# 化学品のリサイクル率確認登録制度 概要

## 背景、制度の必要性

- リサイクル材使用製品への既存認証制度は厳密/厳格な管理運用が必要であったり、現在は海外機関の制度のみであり、特に小規模事業者にとってリサイクル製品の認証取得の負担が大きいことが懸念されている。また、厳格なトレーサビリティー確保には上流から順次、認証取得が必要であり、サプライチェーンの長い化学製品は消費者まで繋がるには長期間を要することが予測される。結果として、リサイクル製品が中々流通せず、社会認知が遅れ、リサイクル製品の事業化が中々進まない恐れがある。
- まずはリサイクル製品が世の中に広く出回り、認知度が上がることが普及には重要であり、トレーサビリティーを自己申告とすることにより制度を簡便にし、また、下流事業者からでも並行して登録できる形にすることで、リサイクル製品普及の一助とする。

## 名称、目的、制度概要

名称； 化学品のリサイクル率確認登録制度 (RCM確認登録制度)  
Registration system of recycled chemical materials

目的； 炭素資源循環促進の観点から、ケミカルリサイクルを含むリサイクル品への社会認知を向上させ、化学品の循環利用に関して日本国内での社会実装を早期に実現することを目的とする

基本原則； 国内事業者の自己申告に基づいた登録制度

適用範囲； 廃棄物再生事業者から最終製品製造者までのプロダクトチェーン  
リサイクル率[%]； リサイクル原材料使用量[kg]/総原材料使用量[kg]  
製品リサイクル率算出に当たりマスバランス方式の適用も認める

登録対象製品； 廃棄物再生品、化学品(含；ガス、液、最終製品)、樹脂中間製品・樹脂最終製品(レジン、加工品etc.)

廃棄物再生品原料； 化学品を中心とする有機廃棄物(紙、木質を妨げない)  
回収・再生プロセスの種類は問わない

運営管理責任機関； 日化協

制度会員制を導入し、制度会員の年会費及び製品登録費をもって運営する

年会費、登録費等； TBD(～100千円/件・年程度を想定)

## 主要骨子

- 日化協は、会員登録時、製品登録時に審査、運用状況の監査を実施する権利を有する
- 日化協は、申請内容に対しての守秘義務を負うが、日化協は本制度に起因する会員の一切の損害及び係争について責任を負わない
- 制度会員は登録製品情報(開示情報のみ)の閲覧と製品登録の権利を有する
- 登録、閲覧情報  
制度会員向開示情報；事業者名、製品名、銘柄名、リサイクル率、登録番号、分類記号  
共通登録事項  
登録製品製造工程概要 SDS等  
申請する登録製品の生産量(計画・実績)、販売量(計画・実績)  
(任意)第三者認証取得状況、LCA/CFP情報、製品規格等
- 廃棄物再生品登録事項  
廃棄物再生品の原料となる有機廃棄物の情報(有機廃棄物由来の区分(プレコンシューマー、ポストコンシューマ等)、使用量)
- リサイクル品、化学品、樹脂製品登録事項  
全原材料の情報(原材料毎のリサイクル率、使用量、確認登録番号(登録品の場合)  
登録製品リサイクル率算出式(マスバランス方式適用の場合は、計算方法詳細を含む)

## スケジュール等

- 2026年度初頭の本格運用開始を目指す。それまでは制度検証期間とし、制度年会費／製品登録費は日化協で負担。
- 制度検証期間中に、下記の項目に関するフィードバックを受け、本格運用に向けた制度の完成度アップを行う。  
全体の懸案事項/ 生産計画での登録に対する計画Vs.実績の取り扱い、リサイクル率の幅での登録方法(ex.○○%±△△%等)、製品登録証記載内容の過不足 等。  
申請、管理業務/ 申請分類の適度具合、申請項目の過不足、申請・登録業務の煩わしさ、公開情報の過不足、問い合わせ事項の対応 等。

# 目 次

## I. 制度制定の背景/必要性

I-1 国内リサイクル製品の現状と既存認証制度の問題点

I-2 本制度の特徴

## II. 制度概要

II-1 制度対象範囲

II-2 対象製品

II-3 リサイクル率

II-4 製品登録データと制度会員への公開範囲

II-5 制度運営費のイメージ

## III. トライアル運用について

## IV. 今後のスケジュール

# I. 制度制定の背景/必要性

## 背景、制度の必要性

- ・リサイクル材使用製品への既存認証制度は厳密/厳格な管理運用が必要であったり、現在は海外機関の制度のみであり、特に小規模事業者にとってリサイクル製品の認証取得の負担が大きいことが懸念されている。また、厳格なトレーサビリティー確保には上流から順次、認証取得が必要であり、サプライチェーンの長い化学製品は消費者まで繋がるには長期間を要することが予測される。結果として、リサイクル製品が中々流通せず、社会認知が遅れ、リサイクル製品の事業化が中々進まない恐れがある。
- ・まずはリサイクル製品が世の中に広く出回り、認知度が上がることが普及には重要であり、トレーサビリティーを自己申告とすることにより制度を簡便にし、また、下流事業者からでも並行して登録できる形にすることで、リサイクル製品普及の一助とする。

## ◆国内リサイクル製品の現状

消費者がリサイクル製品の必要性は理解するものの、**その価値の価格への転嫁が進まない**



社会認知の遅れ ⇒ 各企業での**事業化の足枷**



**認証制度による価値の可視化**

社会認知を後押し

## ◆既存認証制度の問題点

- 厳密／厳格な管理運用が必要
- 海外機関の制度のみ

- 取得：コスト・時間・要員、必要資料
- 維持：管理／メンテナンス



**多くの企業にとって既存制度での認証  
取得はハードルが高い**

- トレーサビリティ確保の観点での問題点

- チェーン全関係者が同じ認証を取得する必要あり

上流企業から下流企業へ**逐次的な認証取得**が必要

⇒ 化学製品は原料から最終製品までのプロダクトチェーンが長い

## I -2 本制度の特徴

既存認証制度の課題	課題によって発生する問題点	本制度の特徴
厳密/厳格な管理運用 が必要	(特に小規模事業者にとって)リサイクル製品の認証取得の負担が大きい	トレーサビリティを自己申告として制度を簡便にした
トレーサビリティの確保に、 上流から順を追った認証 取得が必要	リサイクル製品のトレーサビリティを消費者まで繋げるために長時間を要し、事業化が遅延する懸念	化学品のプロダクトチェーンの下流業者からでも並行して登録できる制度とした
登録データの公開が前提	極力データ開示はしたくない (データを見る側は登録データの多くを見たい)	製品登録、データベース構築を最優先に考え、開示データを極力少なくした

## II. 制度概要

### ◆名称； 化学品のリサイクル率確認登録制度

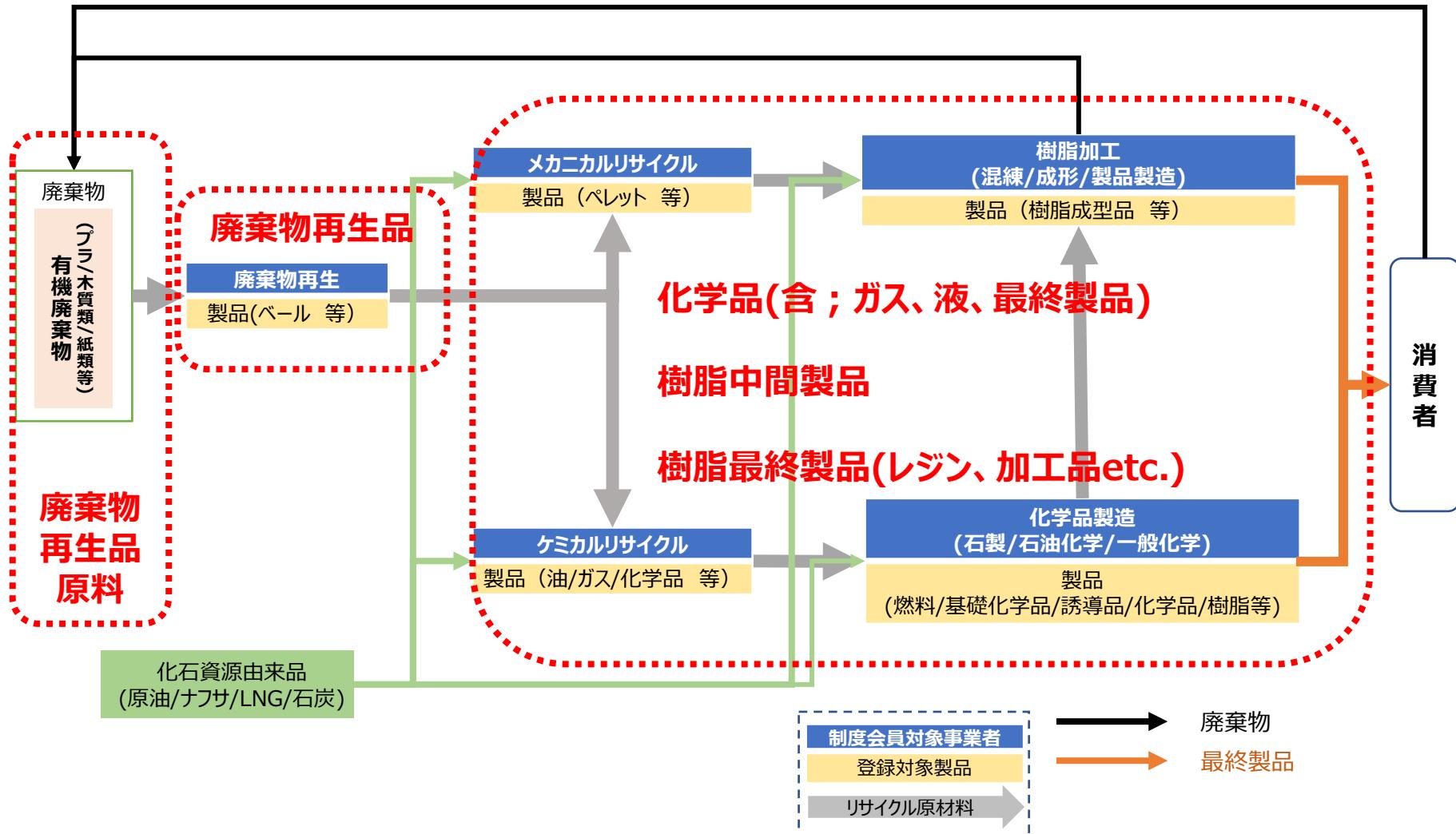
(略:RCM確認登録制度(RCM : Recycled Chemical Materials))

### ◆主な特徴

- 基本原則： **国内事業者の自己申告登録制度**
- 適用範囲： **廃棄物再生事業者から最終製品製造者までの全プロダクトチェーン**
- 主な登録情報： **製品名、  
製品のリサイクル率(使用原材料比率ベース)等**
- 会員特典： **一定範囲での他会員登録情報の閲覧**
- 運営原資： **制度会員からの年会費及び製品登録費**

## II-1 制度対象範囲（概念図）

### ◆ 廃棄物再生事業者から最終製品製造者までのプロダクトチェーン



## II-2 制度対象製品

### ◆国内の全リサイクル化学製品

#### ➤ 液体化学品

- 基礎化学品、溶剤、塗料、インク、洗剤、粘着剤 等

#### ➤ 固体(固体)化学品

- 可塑剤、トナー、顔料、ワックス 等

#### ➤ ケミカルリサイクルプラントからのガス／液化学品

- エチレン、プロピレン、メタン、合成ガス 等
- 油分(ナフサ、中重質油) 等

#### ➤ リサイクル品を含む複合材

- リサイクル纖維を含む強化プラスチック 等

#### ➤ リサイクル材を使用した成形加工品

- 機械部品(車載部品(バンパー、内装 等)、機械部品(ギヤ、フランジ 等)) 等

#### ➤ 廃棄物再生品、化学品を中心とする有機廃棄物

- 紙、木質を妨げない

#### ➤ 回収・再生プロセスの種類は問わない

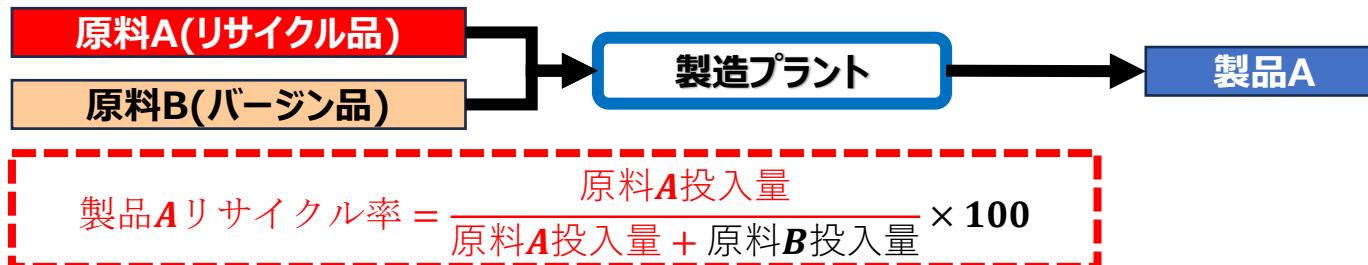
- マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルおよびその他リサイクル手法共に対象

## II-3 リサイクル率：定義

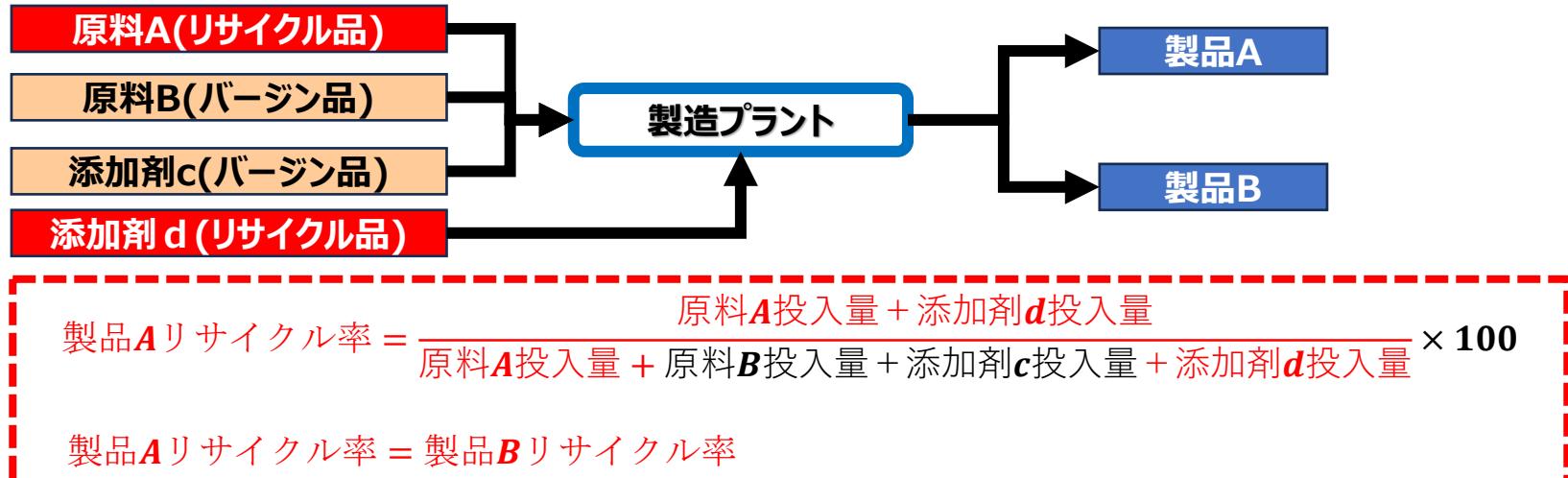
### ◆定義：原材料中のリサイクル原材料使用割合(重量割合)

$$\text{リサイクル率} [\%] = \frac{\text{リサイクル原材料使用量} [kg]}{\text{総原材料使用量} [kg]} \times 100$$

#### 考え方 1



#### 考え方 2



(特記)マスバランス方式の取り扱い：製品リサイクル率算出に当たりマスバランス方式の適用も認める

## II-3 リサイクル率：計算例

### 計算例 1 ポリエチレンペレット製造

原料			製品		
名称		リサイクル率	投入量	名称	生産量
A <sub>1</sub>	リサイクルエチレン	100%	10t/Batch	X <sub>1</sub>	ポリエチレン
A <sub>2</sub>	ナフサ由来エチレン	0%	40t/Batch		50t/Batch

$$\text{製品リサイクル率} : R1 = 10 * 100 / (10 + 40) = 20[\%]$$

### 計算例 2 ポリエチレン/PET2層シート

原料			製品		
名称		リサイクル率	投入量	名称	生産量
A <sub>1</sub>	ポリエチレンペレット	40%	1t/Hr	X <sub>1</sub>	PE/PET2層フィルム
A <sub>2</sub>	PETペレット	100%	3t/Hr		4t/Hr

$$\text{製品リサイクル率} : R1 = (1 * 40 + 3 * 100) / (1 + 3) = 85[\%]$$

◆マスバランス方式適用のリサイクル率の登録申請も可能

◆手法については各制度会員に一任

➤適用手法に基づいたリサイクル率計算書を提出頂く

## II-4 製品登録データと制度会員への公開範囲

### ◆限られた範囲(太字部分)の製品登録情報を公開・閲覧可能

	登録項目	制度会員への公開
共通	<b>事業者名(製品登録事業者)</b>	<input type="radio"/>
	<b>会員番号</b>	<input type="radio"/>
	<b>製品名</b>	<input type="radio"/>
	<b>銘柄名</b>	<input type="radio"/>
	<b>リサイクル率</b>	<input type="radio"/> △(登録者の任意)
	登録製品リサイクル率算出根拠(計算書)	
	登録日	<input type="radio"/>
	<b>登録番号</b>	<input type="radio"/>
	<b>分類記号</b>	<input type="radio"/>
	登録製品製造工程概要	
	SDS	
	登録期間での登録製品の生産量(計画・実績) 販売量(計画・実績)	
	<b>任意情報(第三者認証取得の有無、LCA/CFP情報、製品規格)</b>	<input type="radio"/> △(登録者の任意)
廃棄物再生品	廃棄物再生品の原料となる有機廃棄物の情報(有機廃棄物の区分(プレ・ポストコンシューマ)、使用量)	
製品	全原材料の情報(原材料毎のリサイクル率、使用量、確認登録番号(登録品の場合)) * 使用原料に有機廃棄物が含まれる場合、廃棄物再生品の原料となる有機廃棄物の情報 (有機廃棄物の区分(プレ・ポストコンシューマ)、使用量)	

## ◆制度の運営原資は制度会員からの会費とする

### ➤ 運営費構成

登録内容	会 費	備 考
制度会員登録	入会金	
	年会費	他社の登録情報を見ることができることへの対価(10万円程度?)
製品登録	製品登録費	製品登録時 自社製品のアピールとデータベース構築への参画(数万円)
	登録継続費	製品登録1年後、登録継続する場合(1年単位)
	登録変更費	製品登録内容の変更時

- ・運営費の詳細はトライアル運用実績(入会状況、製品登録状況、委託業務量状況)を考慮し決定
- ・トライアル運用中に発生する費用は日化協が負担（入会金、年会費、製品登録費の徴収なし）

### III. トライアル運用について

#### ◆制度会員登録

日化協HP「化学品のリサイクル率確認登録制度」専用ページでオンライン申請

- 不明点、不具体発生時は日化協事務局がサポート
- 入力完了後、日化協技術委員会幹事会による入会審査を実施
- 入会後、日化協(JCII)から責任者、製品登録担当者へ製品登録用URLを送信

#### ◆製品登録

オンライン申請、あるいは専用書式(Excel)による申請

- 日化協事務局と議論しながら、必要事項の記載、必要書類を準備し、申請
- 入力完了後、日化協技術委員会幹事会による入会審査を実施
- 製品登録後、製品毎に確認登録証を発行

#### ◆年会費/製品登録費など本制度運営費用取り扱い

- 制度検証期間 : 日化協が負担
- 本格運用開始以降 : 制度会員からの徴収を想定